

第92回「村長とのふれあいトーク」当日のやりとりコメント

【1】住所について

自宅の登記を変更するため、関係機関で書類をそろえていたが、役場で受け取った住民票の住所と、法務局で受け取った登記簿本の所在の表示が異なっているのは何故か。

⇒【村長コメント】

住民票の住所と登記簿本の所在は、それぞれ似た表記となっているが、意味する内容は異なり、土地の分筆や敷地内の建屋の数などにより、必ずしも住所と所在が同じにならないケースもある。書類上はそれぞれ問題ないと思うが、不安な場合は、法務局へ再度確認いただきたい。

【2】大山下にある田んぼ用水路の柵板について

大山下にある田んぼ用水路の柵板が破損しかけているところがあり補修をしてほしい。村に相談したところ、土地改良区の場所なので村では対応できないと説明を受けたが、土地改良区に相談したところ、村に相談してほしいと言われた。どこに相談したらいいのか。

⇒【村長コメント】

柵板が壊れていると、大雨などで土砂が流れる危険があるため、担当課に現場の確認をさせる。その上で、村と土地改良区のどちらで修繕を行うのか確認する。

【3】障がい者医療費補助金の廃止について

(1) 障がい者医療費補助金の廃止から3年が経過している（正しくは約2年：令和4年6月13日追記）。当時は、代替案について3年計画で検討するとのことであり、担当課へ問い合わせたが、計画は終了しており、詳細は村公式ホームページに掲載していると説明された。内容を確認すると、精神障がい者への補助は無いと結論で、新しい補助制度を期待していたが、代替案もなくがっかりした。補助廃止に自立支援法の制定が理由の一つにあると説明を受けたが、法律施行（平成18年）から時期もずれており納得できない。村長は以前、丁寧な説明が必要と言っていたが、当事者側から役場へ問い合わせないと説明してもらえない。大人数の方は補助の廃止について声をあげることもできず、あきらめてしまっている。そこに対して、行政側も問題はないことにしているのではないかと。補助制度がなくなったことに対する当事者へのフォローが足りないと思う。事前に予算を計上していく段階で、障がい者支援に関する今年度の予算配分や制度がなくなった経緯・背景などについて、全体説明を行うなど機会を設けてほしかった。

⇒【村長コメント】

障がい者総合支援協議会で今回の補助打ち切りについても事前に有識者へ説明を行っていたが、当時から補助廃止の影響は大きいのではと言われていた。自立支援法制定から時間も経過しているが、国が実施していない事業でもあり、村全体の事業見直しの中で廃止した。代替案については協議会で検討している。

(2) 障がい者総合支援協議会で代替案を検討しているとのことであるが、協議会に参加している当事者本人ではなく有識者であり、誰が担当しているかもわからない。その中で障がい者すべての実態を引き出すことはできないと思う。障がい者支援に関するアンケートも実施してもらえたが、結果が公開されていないし、今後どのように政策に反映されるかわからない。

⇒【村長コメント】

障がい者の生活実態については有識者の方に代弁してもらっているが、すべての方の実態を代弁できているわけではない。村で実施したアンケートのように、当事者へ直接意見を聞くことは今後も大切だと思う。過去のアンケート結果が公開されていない点については、村公式ホームページ等へ公開しても良いと思う。

(3) 一部の補助では今年度から補助の拡大が行われることとなっていた。その分の予算を打ち切られた補助や代替案などに回すことはできないのか。

⇒ **【村長コメント】**

予算計上時において、特定の補助を拡大するために、別な補助の削減する対応はしていない。あくまで必要額をそれぞれ算出したものを計上している。

令和4年6月9日修正

(3) 一部の補助では~~今年度から~~3年前（正しくは約2年：令和4年6月13日追記）のときに補助の拡大が行われることとなっていた。その分の予算を打ち切られた補助や代替案などに回すことはできないのか。

⇒ **【村長コメント】**については当日と変更なし

(4) 今回の障がい者医療費補助金の廃止に関する記録などは残っていないのか。

⇒ **【村長コメント】**

補助廃止に伴う公文書は、保存期間内のものであれば保管しており、情報公開請求していただければ、必要な部分を公開することは可能である。しかし、補助制度の廃止については既に問い合わせいただいております。そもそもの問題点は、事前の説明が不十分なところにある。今後は丁寧な説明を行うようにする。

【4】-1 総合相談支援課への相談方法や総合相談支援課の設置について

4月から総合相談支援課という部署ができたが、何をどこで相談するかが記載された一覧を村のHPで公表してはどうか。相談先の一覧があれば、総合相談支援課を通さずに相談したい部署に直接連絡できると思う。また、総合相談支援課ができたことが住民に理解されていないのではないか。住民への周知の方法を工夫してほしい。

⇒ **【村長コメント】**

住民の相談内容は複雑になっている。そこで村は、複雑な相談内容でも住民が何課に連絡するか迷わないよう、最初の相談窓口となる総合相談支援課を設置した。まずはどんな相談でも総合相談支援課がワンストップで対応するというイメージである。また、総合相談支援課の周知について、広報で周知はしているが、情報発信の仕方は検討していく。

【4】-2 村ホームページのキーワード検索機能について

村ホームページのキーワード検索機能を使うと、一つの単語から同じページが複数検索されるのはなぜか。また、キーワードが完全に一致しないと必要な情報が出てこないのも不便である。

⇒ **【村長コメント】**

ホームページの機能については担当課に確認する。

⇒ **【政策推進課コメント】**

現在、村公式HPの検索エンジンは、検索性や傾向を調査・集計・分析できる等の機能を備えたものを採用しております。

今回の「1つの単語から同じページが複数検索される」件については、1つのページを閲覧するための方法（経路）が複数あることから、検索機能を活用した場合に複数の経路で作成したページを全て表示してしまうものでございます。

また、「完全一致」での検索については、検索結果を絞って表示するために設定しておりますが、ご不便な思いをさせてしまい大変申し訳ございません。

現在活用している検索エンジンの特性から、村独自の管理が可能となりますので、閲覧件数が多い記事や注目度の高い記事を検索結果の上位に表示するなど、スムーズに閲覧できるよう引き続き努めてまいりますので、ご理解願います。